

第4節 指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について（案）

指定基準	解釈通知（案）
<p>身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成14年6月13日厚生労働省令第78号）</p> <p>（注：知的障害者地域生活援助を除き、代表例として身体障害者福祉法に基づく基準を掲載したもの。他法による指定基準についても、右解釈通知（案）と同様の解釈となること。）</p> <p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 指定居宅支援の事業に係る身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「法」という。）第十七条の十九第一項の基準及び同条第二項の指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準並びにこれらのうち法第十七条の六第一項の基準該当居宅支援の事業が満たすべきものについては、この省令の定めるところによる。</p>	<p>指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 年 月 日障第 号）</p> <p>第1章 基準の性格</p> <p>1 基準省令は、指定居宅支援の事業が各法に規定する便宜を適切に実施するために必要な最低限度を定めたものであり、指定居宅支援事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。</p> <p>2 指定居宅支援の事業を行う者が満たすべき基準を満たさない場合には、指定居宅支援の指定は受けられず、また、運営開始後、基準に違反することが明らかになった場合は、都道府県知事等の指導等の対象となり、この指導等に従わない場合には、当該指定を取り消すことができるものであること。</p> <p>3 運営に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消された直後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとする。</p> <p>第2章 総論</p> <p>1 事業者指定の単位について</p>

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 居宅支援事業者 法第四条の二第五項に規定する身体障害者居宅支援事業を行う者をいう。
- 二 指定居宅支援事業者又は指定居宅支援 それぞれ法第十七条の四第一項に規定する指定居宅支援事業者又は指定居宅支援をいう。
- 三 居宅利用者負担額 法第十七条の四第二項第二号に規定する市町村長が定める基準により算定した額をいう。
- 四 居宅生活支援費の額 法第十七条の四第二項に規定する居宅生活支援費の額をいう。
- 五 支給期間 法第十七条の五第三項第一号に規定する居宅生活支援費又は法第十七条

事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。

利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。

職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制(例えば、当該出張所等の従業員が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)にあること。

苦情解決や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用者から受領する費用の額等を定める同一の運営規程が定められること。

人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

2 用語の定義(基準第2条)

基準第2条により、一定の用語についてその定義を明らかにしているところであるが、以下は、同条に定義が置かれている用語について、その意味をより明確なものとするとともに、基準中に用いられている用語であって、定義規定が置かれていないものの意味を明らかにするものである。

(1)「常勤換算方法」

当該事業所の従業員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業員の員数を常勤の従業員の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。

の六第一項に規定する特例居宅生活支援費を支給する期間をいう。

六 支給量 法第十七条の五第三項第二号に規定する支給量をいう。

七 法定代理受領 法第十七条の五第八項の規定により指定居宅支援に要した費用が居宅支給決定身体障害者（法第十七条の五第五項に規定する居宅支給決定身体障害者をいう。以下同じ。）に代わり指定居宅支援事業者を支払われることをいう。

八 基準該当居宅支援 法第十七条の六第一項に規定する基準該当居宅支援をいう。

九 常勤換算方法 事業所の従業員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業員の員数を常勤の従業員の員数に換算する方法をいう。

（指定居宅支援の事業の一般原則）

第三条 指定居宅支援事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定居宅支援事業者は、指定居宅支援の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の居宅支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(2) 「勤務延時間数」

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

(3) 「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業員が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業員が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、1の事業者によって行われる指定居宅介護事業所と他の事業所が併設されている場合、指定居宅介護事業所の管理者と他の事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

(4) 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業員の当該事業所における勤務時間(指定デイサービスについてはサービスの単位ごとの提供時間)をいうものであり、当該従業員の常勤・非常勤の別を問わない。ただし、指定デイサービスについては、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業員と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものである。

第二章 身体障害者居宅介護

第一節 基本方針

(基本方針)

第四条 指定居宅支援に該当する身体障害者居宅介護(以下「指定居宅介護」という。)の事業は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第五条 指定居宅介護の事業を行う者(以下「指定居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。)の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

第3章 居宅介護に関する基準

第1節 人員に関する基準

(1) 従業者の員数(基準第5条。以下条文番号は知的障害者・児童についても同じ。)

指定居宅介護事業所における従業者の員数については、常勤換算方法で2.5人以上と定められたが、これについては、職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであり、各地域におけるサービス利用の状況や利用者数及び指定居宅介護の事業の業務量を考慮し、適切な員数の職員を確保するものとする。

なお、指定居宅介護の提供にあたる従業者(ホームヘルパー)の要件については、検討中。

勤務日及び勤務時間が不規則な従業者(以下「登録従業者」という。)についての勤務延時間数の算定については、次のとおりの取扱いとする。

イ 登録従業者によるサービス提供の実績がある事業所については、登録従業者1人当たりの勤務時間数は、当該事業所の登録従業者の前年度の週当たりの平均稼働時間(サービス提供時間及び移動時間をいう。)とすること。

ロ 登録従業者によるサービス提供の実績

がない事業所又は極めて短期の実績しかない等のためイの方法によって勤務延時間数の算定を行うことが適当でない認められる事業所については、当該登録従業者が確実に稼働できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延時間数に算入すること。なお、この場合においても、勤務表上の勤務時間数は、サービス提供の実態に即したものでなければならないため、勤務表上の勤務時間と実態が乖離していると認められる場合には、勤務表上の勤務時間の適正化の指導の対象となるものであること。

出張所等があるときは、常勤換算を行う際の事業所の従業者の勤務延時間数には、出張所等における勤務延時間数も含めるものとする。

(2) サービス提供責任者(基準第5条)

同条第2項は、事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならないこととされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。

管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないこと。

サービス提供責任者の配置の基準は、以下のいずれかに該当する員数を置くこととする。

イ 当該事業所の月間の延べサービス提供時間(事業所における待機時間や移動時間を除く。)が概ね450時間又はその端数を増すごとに1人以上

ロ 当該事業所の従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上

従って、例えば、常勤割合が比較的高いなど、従業者1人当たりのサービス提供時間が多い場合は、月間の延べサービス提供時間が450時間を超えていても、従業者の数が10人以下であれば、ロの基準によりサービス提供責任者は一人で足りることとなる(具体的には、例えば、常勤職員4人で、そのサービス提供時間が合わせて320時間、非常勤職員が6人で、そのサービス提供時間が合わせて200時間である場合、当該事業所の

(管理者)

第六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

延べサービス提供時間は520時間となるが、口の基準により、配置すべきサービス提供責任者は一人で足りることとなる)。

(3) 管理者(基準第6条)

指定居宅介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、指定居宅介護の従業者である必要はないものである。

当該指定居宅介護事業所の従業者としての職務に従事する場合

同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合(この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。)

(4) 人員の特例要件について

介護保険法上の指定訪問介護事業者が、指定居宅介護の事業を行う場合の要件について

ア 従業者(ホームヘルパー)について

当該事業所に置くべき従業者の員数は、指定訪問介護事業所として置くべき訪問介護員等の員数に加えて、専ら障害者に係る指定居宅介護を行う従業者(ホームヘルパー)を常勤換算方法で1以上とすること。

なお、当該専ら障害者に係る指定居宅

介護を行う従業者以外の訪問介護員等が、障害者に係る指定居宅介護を行う場合は、常勤換算方法による勤務時間の算定上、指定訪問介護事業者として人員基準違反とならないよう留意されたい。

イ サービス提供責任者について

当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、常勤の従業者（ホームヘルパー）であって専ら障害者に係る指定居宅介護を行う従業者（ホームヘルパー）のうち事業の規模に応じて1以上とすること。

なお、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者が、当該支援費制度における指定居宅介護事業所に置くべきサービス提供責任者の業務を兼務することはできないこととされているので留意されたい。

ウ 管理者について

指定訪問介護事業所の管理者が、指定居宅介護事業所の管理者の業務を兼務することは差し支えない。

支援費制度上の指定居宅介護事業者が、他の指定居宅介護の事業を行う場合の要件について

ア 従業者（ホームヘルパー）について

当該事業所に置くべき従業者の員数は、一の指定居宅介護事業所として置くべき従業者の員数で足りるものとする。（身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法3法の指定居宅介護事業者として指定を受ける場合の要件も同様とする。）

イ サービス提供責任者について

当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、事業の規模に応じて1以上で足りるものとする。

ウ 管理者について

当該事業所に置くべき管理者が、他の指定居宅介護事業所の管理者の業務を兼務することは差し支えない。

(設備及び備品等)

第七条 指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第四節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明)

第八条 指定居宅介護事業者は、居宅支給決定身体障害者が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十六条の規定による説明を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合

(1) 指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定居宅介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。

(2) 事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。

(3) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護に必要な設備及び備品等を確保するものとする。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定居宅介護の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。

なお、事務室・区画、又は設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。

(4) 1(4) 及び の場合の設備要件については、上記の(1)から(3)の取り扱いに準じて取り扱われたい。

第3節 運営に関する基準

(1) 内容及び手続の説明（基準第8条）

利用者から利用の申し込みがあった場合には、利用者に対し適切な指定居宅介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者等に対し、当該指定居宅介護事業所の運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制等の重要事項について、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧

は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

第九条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、利用者に提供することを契約した指定居宅介護の量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この章において「居宅受給者証記載事項」という。）を利用者の居宅受給者証に記載しなければならない。

2 前項の契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えてはならない。

3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは居宅受給者証記載事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前三項の規定は、居宅受給者証記載事項に

に説明を行う必要がある。利用者との間で当該指定居宅介護の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第77条第1項の規定に基づき、

当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地

当該事業の経営者が提供する指定居宅介護の内容

当該指定居宅介護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項

指定居宅介護の提供開始年月日

福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口

を記載した書面を交付すること。なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。

(2) 契約支給量の報告等（基準第9条）

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に係る契約が成立した時は、利用者の居宅受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、当該指定居宅介護の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月あたりの指定居宅介護の提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項を記載すること。なお、当該契約に係る指定居宅介護の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定居宅介護の量を記載することとしたものである。

同条第2項は、居宅受給者証に記載すべき契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えてはならないこととしたものである。

同条第3項は、指定居宅介護事業者は、の規定による記載をした場合には、遅滞なく市町村に対して、当該記載事項を報告することとしたものである。

変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

第十条 指定居宅介護事業者は、正当な理由なく指定居宅介護の提供を拒んではならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第十一条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村が行うあっせん、調整及び要請(以下「あっせん等」という。)並びに当該あっせん等について都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十二条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第十三条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する居宅受給者証によって、居宅支給決定の有無、支給期間、支給量等確かめるものとする。

(3) 提供拒否の禁止(基準第10条)

指定居宅介護事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難な場合である。

(4) あっせん、調整及び要請に対する協力(基準第11条)

指定居宅介護事業者は、指定居宅支援の利用について市町村が行うあっせん、調整及び要請(以下「あっせん等」という。)並びに当該あっせん等について都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、指定居宅支援の円滑な利用の観点から、できる限り協力しなければならない。

(5) サービス提供困難時の対応(基準第12条)

指定居宅介護事業者は、基準第9条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合には、基準第12条の規定により、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。

(6) 受給資格等の確認(基準第13条)

基準第13条は、指定居宅介護の利用に係る居宅生活支援費を受けることができるのは、居宅支給決定身体障害者に限られるものであることを踏まえ、指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の開始に際し、利用者の提示する居宅受給者証によって、居宅支給決定の有無、支給期間、支給量等確かめなければならないこととしたものである。

(居宅生活支援費支給の申請に係る援助)

第十四条 指定居宅介護事業者は、居宅支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに居宅生活支援費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、居宅支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給期間の終了に伴う居宅生活支援費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十五条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅支援事業者等との連携)

第十六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、指定居宅支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第十七条 指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(7) 居宅生活支援費支給の申請に係る援助
(基準第 1 4 条)

同条第 1 項は、居宅支給決定を受けていないものから利用の申し込みを受けた場合には、その者の意向を踏まえて速やかに居宅生活支援費の支給申請に必要な援助を行うこととするものである。

同条第 2 項は、利用者の居宅支給決定に係る支給期間の終了に伴い、引き続き当該利用者が当該事業者のサービスを利用する意向がある場合には、市町村の標準処理期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うことを定めたものである。

(10) 身分を証する書類の携行 (基準第 1 7 条)
利用者が安心して指定居宅介護の提供を受けられるよう、指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所の従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導

しなければならないこととしたものである。この証書等には、当該指定居宅介護事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。

(サービスの提供の記録)

第十八条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、利用者から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定居宅介護事業者が利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第十九条 指定居宅介護事業者が指定居宅介護を提供する利用者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接当該利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者等の同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに掲げる支払については、この限りではない。

(居宅利用者負担額等の受領)

第二十条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、利用者又はその扶養義務者から居宅利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、前項に掲げる居宅利用者負担額のほか、利用者から法第十七条の四第二項に規定する額の支払を受けるものとする。

(11) サービスの提供の記録(基準第18条)

利用者及び指定居宅介護事業者が、その時点での契約支給量の残量や指定居宅介護の利用状況を把握できるようにするために、指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際には、当該指定居宅介護の提供日、内容(例えば身体介護と家事援助の別)、実績時間数、利用者負担額等の必要な事項を記録しなければならないこととしたものである。

(12) 指定居宅介護事業者が利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等(基準第19条)

指定居宅介護事業者は、基準第20条第1項から第3項に規定する額のほかあいまいな名目による不適切な費用の徴収を行うことはできないこととしたものであるが、利用者の便益を向上させるものについては、一定のルールのもとに利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。

(13) 居宅利用者負担額等の受領(基準第20条)

同条第1項は、指定居宅介護事業者は、利用者に指定居宅介護を提供した場合には法第17条の4第2項第2号に規定する市町村長が定める基準により算定した額を利用者又はその扶養義務者から受けるものとするものとしたものである。

同条第2項は、法第17条の5第7項に規定する緊急の場合等に法定代理受領を行わ

3 指定居宅介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定居宅介護事業者は、前三項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者又はその扶養義務者に対し交付しなければならない。

5 指定居宅介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(居宅生活支援費の額に係る通知等)

第二十一条 指定居宅介護事業者は、市町村から指定居宅支援に係る居宅生活支援費の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者に係る居宅生活支援費の額を通知しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前条第二項の法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護の基本取扱方針)

第二十二条 指定居宅介護は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

ない指定居宅介護を提供した際には、同条第1項の利用者負担額のほか、利用者から法第17条の4第2項に規定する額の支払を受けるものとするものとするものである。

同条第3項は、指定居宅介護の提供に関して、前2項の利用料のほかに、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定居宅介護を行う場合の交通費(移動に要する実費)の支払を利用者から受けることができるものとするものである。

同条第4項は、同条第1項から第3項までの規定による額の支払いを受けた場合には当該利用者に対して領収証を交付することとするものである。

同条第5項は、同条第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとするものである。

(14) 居宅生活支援費の額に係る通知等(基準第21条)

指定居宅介護事業者は、市町村から法定代理受領を行う指定居宅支援に係る居宅生活支援費の支給を受けた場合には、利用者に対し、当該利用者に係る居宅生活支援費の額を通知することとするものである。

同条第2項は、基準第20条第2項の規定による額の支払いを受けた場合には、提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他利用者が市町村に対し居宅生活支援費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付しなければならないこととするものである。

(15) 指定居宅介護の基本的及び具体的取扱方針(基準第22条)

指定居宅介護は、漫然かつ画一的に提供されることがないよう、個々の利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境

らない。

- 2 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第二十三条 指定居宅介護事業所の従業者が行う指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定居宅介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- 二 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 四 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

(居宅介護計画の作成)

第二十四条 サービス提供責任者(第五条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。)は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。

- 2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明しなければならない。
- 3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。
- 4 第一項及び第二項の規定は、前項に規定する居宅介護計画の変更について準用する。

に応じて適切に提供されなければならないこととしたものである。

提供された指定居宅介護については、目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに、居宅介護計画の見直しを行うなど、その改善を図らなければならないものであること。

指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うべきものであること。

(16) 居宅介護計画の作成(基準第24条)

サービス提供責任者は、居宅介護計画の目標や内容等については、利用者及びその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。

居宅介護計画書の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、居宅介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、居宅介護計画書の様式については、各事業所毎に定めるもので差し支えない。

サービス提供責任者は、他の従業者の行

(同居家族に対するサービス提供の禁止)
第二十五条 指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)
第二十六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている利用者が偽りその他不正な行為によって居宅生活支援費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(緊急時等の対応)
第二十七条 従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)
第二十八条 指定居宅介護事業所の管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護事業所の管理者は、従業者はこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、第二十四条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(運営規程)

うサービスが居宅介護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。

(17) 利用者に関する市町村への通知(基準第26条)

法第43条の4第1項の規定により市町村は、偽りその他不正な手段によって居宅生活支援費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることに鑑み、指定居宅介護事業者は、その利用者が偽りその他不正な手段によって居宅生活支援費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければならないこととしたものである。

(18) 緊急時等の対応(基準第27条)

従業者が現に指定居宅介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。

(19) 管理者及びサービス提供責任者の責務(基準第28条)

指定居宅介護事業所の管理者とサービス提供責任者の役割分担について規定したものであり、管理者は、従業者及び業務の一元的管理並びに従業者に基準第二章第四節(運営に関する基準)を遵守させるための指揮命令を、サービス提供責任者は、指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うものである。

(20) 運営規程(基準第29条)

第二十九条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第三十三条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅介護の内容及び利用者から受領する費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 その他運営に関する重要事項

（介護等の総合的な提供）

第三十条 指定居宅介護事業者（専ら外出時における移動の介護の提供を行う者を除く。）は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。

指定居宅介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定居宅介護の提供を確保するため、同条第1号から第7号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定居宅介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない（この点については他のサービス種類についても同様とする。）。

指定居宅介護の内容（第4号）

「指定居宅介護の内容」とは、身体介護、家事援助等のサービスの内容を指すものであること。

利用者から受領する費用の額（第4号）

市町村長が決定した指定居宅介護に係る居宅利用者負担額のほかに、基準第20条第3項に規定する額を指すものであること（以下、他のサービス種類についても同趣旨。）

通常の事業の実施地域（第5号）

通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること（以下、他の居宅支援（基準第54条第5号、第77条第5号についても同趣旨。）。

(21) 介護等の総合的な提供（基準第30条）

基準第4条の基本方針等を踏まえ、指定居宅介護の事業運営に当たっては、多種多様な居宅介護の提供を行うべき旨を明確化したものである。（専ら外出時における移動の介護の提供を行う者を除く。）指定居宅介護事業は、生活全般にわたる援助を行うものであることから、指定居宅介護事業者は、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を総合的に提供しなければならず、また指定居宅介護事業所により提供しているサービスの内容及び、身体介護のうち特定のサービ

(勤務体制の確保等)

第三十一条 指定居宅介護事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業員によって指定居宅介護を提供しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第三十二条 指定居宅介護事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第三十三条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

ス行為に偏ったり、家事援助のうち特定のサービス行為に偏ったりしてはならないこととしたものである。

(22) 勤務体制の確保等(基準第31条)

利用者に対する適切な指定居宅介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。

指定居宅介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。

同条第2項は、当該指定居宅介護事業所の従業員によって指定居宅介護を提供すべきことを規定したものであるが、指定居宅介護事業所の従業員とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業員を指すものであること。

同条第3項は、当該指定居宅介護事業所の従業員の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。

(23) 衛生管理等(基準第32条)

指定居宅介護事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定居宅介護事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。特に、指定居宅介護事業者は、従業員が感染源となることを予防し、また従業員を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。

(秘密保持等)

第三十四条 指定居宅介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第三十五条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情解決)

第三十六条 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第十七条の十五の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受け

(24) 秘密保持等 (基準第 3 4 条)

同条第 1 項は、指定居宅介護事業所の従業者その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。

同条第 2 項は、指定居宅介護事業者に対して、過去に当該指定居宅介護事業所の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。

同条第 3 項は、従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報や、他の指定居宅支援事業者と共有するためには、指定居宅介護事業者等は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。

(25) 苦情解決 (基準第 3 6 条)

同条第 1 項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。

当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。

同条第 2 項は、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、援護の実施者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村が、指定居宅介

た場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 3 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第三十七条 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第三十八条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第三十九条 指定居宅介護事業者は、従業者、

護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。

同条第3項は、社会福祉法上、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされたことを受けて、運営適正化委員会が行う同法第85条に規定する調査又はあっせんのできるだけ協力することとしたものである。

- (26) 事故発生時の対応(基準第37条)

利用者が安心して指定居宅介護の提供を受けられるよう、指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じ、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

このほか、以下の点に留意するものとする。

利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定居宅介護事業者が定めておくことが望ましいこと。

指定居宅介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。

指定居宅介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

- (27) 会計の区分(基準第38条)

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものである。

- (28) 記録の整備(基準第39条)

同条第2項により、指定居宅介護事業者

設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

第五節 基準該当居宅支援に関する基準

(従業者の員数)

第四十条 基準該当居宅支援に該当する身体障害者居宅介護（以下「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。）の員数は、三人以上とする。

- 2 離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものにおいて基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、一人以上とする。

- 3 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

は、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から5年間備えておかなければならないこととしたものであること。

指定居宅介護に関する記録

イ 居宅介護計画書

ロ 提供した個々の指定居宅介護に係る記録

基準第26条に係る市町村への通知に係る記録

第4節 基準該当居宅支援に関する基準

- (1) 従業者の員数(基準第40条)

基準該当居宅介護事業所における従業者の員数については、3人以上と定められたが、これについては、従業者の勤務時間の多寡にかかわらず員数として3人以上確保すれば足りるものである。ただし、各地域におけるサービス利用の状況や利用者数等を考慮し、適切な員数の職員を確保するものとする。その他については、指定居宅介護事業所の場合と同趣旨であるため第3章第1節の(1)及び(2)に準じて取り扱うべきものである。

なお、サービス提供責任者については、常勤である必要はないが、指定居宅介護における配置に準じて配置することが望ましい。

離島その他の地域について(案)

離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準(地域)については、下記の地域を予定している。

- 一 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島
- 三 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村
- 四 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第2条第1項に規定する小笠原諸島
- 五 沖縄振興開発特別措置法(昭和46年

法律第131号)第2条第2項に規定する離島

六 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域その他の地域のうち、人口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由により、基準該当居宅介護事業者が、基準第40条第1項に規定する基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき員数の従業者を確保することが著しく困難であると認められる地域であって、厚生労働大臣が別に定めるもの(詳細については、「厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域」(平成12年2月29日厚生省告示第53号)と同様の地域を予定しているので、当該告示を参考のこと。

(管理者)

第四十一条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第四十二条 基準該当居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(2) 管理者(基準第41条)

指定居宅介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第3章第1節の(3)を参照されたい。ただし、管理者は常勤である必要はないことに留意するものとする。

(3) 設備及び備品等(基準第42条)

基準第42条は、基準該当居宅介護事業所の設備及び備品等についての規定であるが、指定居宅介護事業所の場合と基本的に同趣旨であるため、第3章第2節を参照されたい。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第四十三条 基準該当居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する居宅介護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

一 当該居宅介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合

二 当該居宅介護がサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合

三 当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計のおおむね二分の一を超えない場合

2 基準該当居宅介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る次条において準用する第二十四条の居宅介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(4) 同居家族に対するサービス提供の制限(基準第43条)

同条第1項各号に定める場合に限り、同居家族である利用者に対するサービス提供を例外的に認めることを定めたものである。

特に、同条第1項第1号にあるとおり、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定居宅介護による居宅介護だけでは必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めた地域において認められるものであり、市町村は、その運用に際して次に掲げる点に留意するとともに、当該地域における指定居宅介護の確保に努めることとする。

市町村は、同居家族に対する居宅介護を行おうとする従業者が所属する居宅介護事業所から、居宅介護計画の写し等、同居家族に対する居宅介護が認められるための要件が満たされていることを確認できる書類を届け出させ、これに基づき基準該当居宅支援としての実施を認めるものとする。

市町村は、いったん認めた同居家族に対する居宅介護について、事後的にその要件を満たしていないと認めるときは、特例居宅生活支援費の支給を行わず、又は既に支給した特例居宅生活支援費の返還を求めるものとする。

市町村は、同条第1項各号に規定する要件に反した居宅介護が行われている場合は是正の指導のほか、当該同居家族に対して行われている居宅サービスとして、当該従業者による居宅介護のほか、他の居宅サービスが適切に組み合わせられているかどうか等を点検し、状況に応じて必要な助言を当該同居家族及び基準該当居宅介護事業者に対して行うものとする。

同条第1項第5号に規定する、従業者が同居家族の居宅介護に従事する時間の合計時間が当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えないという要件は、同居家族の居宅介護が「身内の世話」ではなく、「居宅介護事業所の従業者による介護」として行われることを担保する趣旨で設けられたものであるが、こうした趣旨を踏まえつつ、当該市町村

<p>(運営に関する基準)</p> <p>第四十四条 第一節及び第四節(第二十一条第一項、第二十五条及び第三十条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第二十四条第一項中「第五条第二項」とあるのは、「第四十条第三項」と読み替えるものとする。</p>	<p>の居宅介護の基盤整備の状況など地域の実情に応じて、当該要件をある程度の幅をもって運用することは差し支えないものとする。</p> <p>(5) 運営に関する基準(基準第44条) 基準第21条第1項、第25条及び第30条を除き、指定居宅介護の運営に関する基準が基準該当居宅介護に準用されるものであるため、第3章第3節の(1)から(3)まで及び(5)から(26)まで((12)を除く。)を参照されたい。</p>
<p>第三章 身体障害者デイサービス</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>(基本方針)</p> <p>第四十五条 指定居宅支援に該当する身体障害者デイサービス(以下「指定デイサービス」という。)の事業は、利用者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、当該利用者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談、レクリエーション等を適切に行うものでなければならない。</p> <p>第二節 人員に関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第四十六条 指定デイサービスの事業を行う者(以下「指定デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定デイサービス事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 指導員 指定デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定デイサービスの提供に当たる指導員が一以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>二 介護職員 指定デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当</p>	<p>第4 デイサービスに関する基準</p> <p>第1節 人員に関する基準</p> <p>(1) 従業者の員数(基準第46条) 指定デイサービスの単位とは、同時に、一体的に提供される指定デイサービスをいうものであることから、例えば、午前と午後とで別の利用者に対して指定デイサービスを提供するような場合は、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。</p> <p>提供時間帯を通じて専ら当該指定デイサービスの提供に当たる従業者を確保するとは、指定デイサービスの単位ごとに指導員又は介護職員(身体障害者デイサービスの場合、知的障害者デイサービスについてはは</p>

該指定デイサービスの提供に当たる介護職員の数が一以上確保されるために必要と認められる数

2 前項に掲げる指定デイサービス事業所ごとに置くべき指導員及び介護職員の総数は、指定デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定デイサービスの提供に当たる指導員及び介護職員の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数とする。

- 一 利用者の数が十五人までは、二以上
- 二 利用者の数が十五人を超えるときは、二に、利用者の数が十五を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

3 指定デイサービス事業者のうち、専ら創作的活動を行うものにあつては、第一項の規定にかかわらず、当該指定デイサービス事業所に介護職員を置かないことができる。

4 第一項及び第二項の指定デイサービスの単位は、指定デイサービスであつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。

5 第一項の指導員又は介護職員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

、指導員、児童デイサービスについては、指導員又は保育士。)について、提供時間帯に当該職種の従業者が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものである(例えば、提供時間帯を通じて専従する指導員の場合、その員数は1人となるが、提供時間帯の2分の1ずつの時間専従する指導員の場合は、その員数としては2人が必要となる)。

なお、ここでいう利用者の数又は利用定員は、単位ごとの指定デイサービスについての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものである。従つて、例えば、1日のうちの午前の提供時間帯に利用者15人に対して指定デイサービスを提供し、午後の提供時間帯に別の利用者15人に対して指定デイサービスを提供する場合であつて、それぞれの指定デイサービスの定員が15人である場合には、当該事業所の利用定員は15人、必要となる従業者の員数は午前午後それぞれ2人ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではない。

同一事業所で複数の単位の指定デイサービスを同時に行う場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者が必要となるものである

(2) 指導員(基準第46条)

身体障害者の場合

身体障害者に対し適切な指導を行う能力を有する者を配置すること。

知的障害者の場合

指導員については、知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成2年12月19日厚生省令第57号)第7条の5に定める生活指導員に準ずるものである。

児童の場合

障害児に対し適切な指導を行う能力を有する者を配置すること。

(3) 身体障害者デイサービス及び知的障害者

デイサービスの給食及び入浴サービスの実施は事業所の任意であるが、実施する場合には必要な従業者を置く必要があること。

(4) 指定デイサービス事業を行う事業者で創作的活動を行う場合においては、その内容に応じて、必要な講師等の確保に努めること。

(5) 管理者(基準第47条)

居宅介護の場合と同趣旨であるため、第3の1の(3)を参照されたい。

(6) 介護保険法上の指定通所介護事業者が、身体障害者福祉法上の指定デイサービス事業者として指定を受けるための要件について(案)

人員

ア 介護保険対象の高齢者の利用者と65歳未満の障害者の利用者の利用定員を区分するとともに、それぞれの指定基準上で必要な従業者を確保すること。

イ 管理者については、事業の運営に支障がない場合は兼務を可能とすること。

設備

設備については、それぞれの指定基準上で必要な設備及び備品等を備えるとともに、それぞれの事業に支障がない場合は、設備及び備品等を兼ねることができることとする。

(管理者)

第四十七条 指定デイサービス事業者は、指定デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定デイサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定デイサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第四十八条 指定デイサービス事業所は、相談室、日常生活訓練室、社会適応訓練室及び作業室を有するほか、指定デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

第2節 設備に関する基準

(1) 事業所(基準第48条)

事業所とは、指定デイサービスを提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。

(2) 同条第1項に規定する設備については、それぞれに必要な設備、備品等を備えるとともに、指定デイサービスの提供に支障がない広

- 2 指定デイサービス事業者のうち、給食サービスを実施するものにあつては、前項に掲げる設備のほか、食堂を備えなければならない。
- 3 指定デイサービス事業者のうち、入浴サービスを実施するものにあつては、第一項に掲げる設備のほか、浴室を備えなければならない。
- 4 前三項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - 一 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
 - 二 日常生活訓練室 訓練に必要な機械器具等を備えること。
 - 三 社会適応訓練室 訓練に必要な備品等を備えること。
 - 四 作業室 作業に必要な機械器具等を備えること。
 - 五 食堂 食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - 六 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
- 5 第一項から第三項までに掲げる設備は、専ら当該指定デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

第四節 運営に関する基準

(居宅利用者負担額等の受領)

第四十九条 指定デイサービス事業者は、指定デイサービスを提供した際は、利用者又はその扶養義務者から居宅利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定デイサービスを提供した際は、前項に掲げる居宅利用者負担額のほか、利用者から法第十七条の四第二項に規定する額の支払を受けるものとする。
- 3 指定デイサービス事業者は、前二項の支払

さを有すること。

- (3) 指定デイサービスが原則として同時に複数の利用者に対しデイサービスを提供するものであることに鑑み、狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきではないものである。ただし、指定デイサービスの単位をさらにグループ分けして効果的な指定デイサービスの提供が期待される場合はこの限りではない。

第3節 運営に関する基準

- (1) 居宅利用者負担額等の受領(基準49条) 基準第49条第1項、2項、4項及び第5項の規定は、指定居宅介護に係る第20条第1項から第6項の規定(第3項除く)と同趣旨であるため、第3章第3節の(10)の から (を除く)を参照されたい。

同条第3項は、指定デイサービス事業者は、指定デイサービスの提供に関して、デイサービスにおいて提供される便宜のうち、入浴に係る光熱水費、食事の提供に係る食材料費、創作的活動に係る材料費その他の日常生活においても通常必

を受ける額のほか、デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、入浴に係る光熱水費、食材料費、創作的活動に係る材料費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を利用者から受けることができる。

4 指定デイサービス事業者は、前三項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者又はその扶養義務者に対し交付しなければならない。

5 指定デイサービス事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定デイサービスの基本取扱方針)

第五十条 指定デイサービス事業所の従業者が行う指定デイサービスは、利用者の自立の促進、生活の質の向上、身体の機能の維持向上等を図ることができるよう、適切に行わなければならない。

2 指定デイサービス事業者は、その提供する指定デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定デイサービスの具体的取扱方針)

第五十一条 指定デイサービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定デイサービスの提供に当たっては、次条第一項に規定するデイサービス計画に基づき、利用者の入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談及びレクリエーション等を、当該利用者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切に行う。

二 従業者は、指定デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすい

要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては、同条第1項の利用者負担額のほかに利用者から支払を受けることができることとし、支援費の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認めないこととしたものであるが、利用者の便益を向上させるものについては、一定のルールのもとに利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。

(2) 指定デイサービスの基本取扱方針及び具体的取扱方針(基準第50条及び51条)

指定デイサービスの基本取扱方針及び具体的取扱方針については、基準第50条及び第51条の定めるところによるほか、次の点に留意するものとする。

指定デイサービスは、個々の利用者に応じて作成されたデイサービス計画に基づいて行われるものであるが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではないこと。

基準第51条第2号で定める「サービスの提供方法等」とは、デイサービス計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含むものであること。

他の利用者等と同じグループとして、指定デイサービスを提供することが困難な場合には、必要に応じグループを分けて対応すること。

指定デイサービスは、常に利用者の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じ、当該利用者の心身の特性に対応した指定デイサービスの提供ができる体制を整えることとしたものであるが、これは利用者の身体その他の状況に応じて適切なデイサービスの提供が図れるよう体制の整備に

ように説明を行う。

三 指定デイサービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

四 常に利用者の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じ、当該利用者の心身の特性に対応した指定デイサービスの提供ができる体制を整える。

(デイサービス計画の作成)

第五十二条 指定デイサービス事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したデイサービス計画を作成しなければならない。

2 指定デイサービス事業所の管理者は、それぞれの利用者に応じたデイサービス計画を作成し、利用者及びその同居の家族に対し、その内容等について説明しなければならない。

3 従業者は、それぞれの利用者について、デイサービス計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

(管理者の責務)

第五十三条 指定デイサービス事業所の管理者は、従業者の管理、指定デイサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定デイサービス事業所の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第五十四条 指定デイサービス事業者は、指定デイサービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容

努めることとしたものである。

(3) デイサービス計画の作成(基準第52条)

基準第52条で定めるデイサービス計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとする。

デイサービス計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものである。

デイサービス計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。

(4) 運営規程(基準第54条)

指定デイサービスの事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定デイサービスの提供を確保するため、同条第1号から第10号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定デイサービス事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するもの

- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定デイサービスの利用定員
- 五 指定デイサービスの内容及び利用者から受領する費用の額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービス利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第五十五条 指定デイサービス事業者は、利用者に対し適切な指定デイサービスを提供できるよう、指定デイサービス事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定デイサービス事業者は、指定デイサービス事業所ごとに、当該指定デイサービス事業所の従業員によって指定デイサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定デイサービス事業者は、指定デイサービス従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

とする。

指定デイサービスの利用定員(第4号)

利用定員とは、当該指定デイサービス事業所において同時に指定デイサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること

指定デイサービスの内容及び利用者から受領する費用の額(第5号)

「指定デイサービスの内容」については、サービスの選択内容を記載するものであること

サービス利用に当たっての留意事項(第7号)

利用者が指定デイサービスの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項(訓練室を利用する際の注意事項等)を指すものであること

非常災害対策

(6)の非常災害に関する具体的計画を指すものであること(第77条、第91条についても同趣旨)

(5) 勤務体制の確保等(基準第55条)

基準第55条は、利用者に対する適切な指定デイサービスの提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。

指定デイサービス事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、デイサービス従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の指導員、介護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。

同条第2項は、原則として、当該指定デイサービス事業所の従業員たるデイサービス従業員によって指定デイサービスを提供すべきであるが、調理、洗濯等の利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第3者への委託等を行うことを認めるものであること。

第五十六条 指定デイサービス事業者は、利用定員（指定デイサービス事業所において同時に指定デイサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を超えて指定デイサービスの提供を行ってはならない。

（非常災害対策）

第五十七条 指定デイサービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（衛生管理等）

第五十八条 指定デイサービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定デイサービス事業者は、指定デイサービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（準用）

第五十九条 第八条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条及び第三十三条から第三十九条までの規定は、指定デイサービスの事業について準用する。

(6) 非常災害対策（基準第57条）

指定デイサービス事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第八条の規定により防火管理者を置くこととされている指定デイサービス事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定デイサービス事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

(7) 衛生管理等（基準第58条）

指定デイサービス事業所の必要最低限の衛生管理等について規定したものであるが、特に指定デイサービス事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。

(8) 準用（基準第59条）

基準第59条の規定により、基準第8条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第26条、第27条及び第33から第39条までの規定は、指定デイサービスの事業について準用されるものであるため、第3章の3の(1)から(9)まで、(11)、(12)、(14)、(17)及び(24)から(28)を参照

第五節 基準該当居宅支援に関する基準

(従業者の員数)

第六十条 基準該当居宅支援に該当する身体障害者デイサービス(以下「基準該当デイサービス」という。)の事業を行う者(以下「基準該当デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当デイサービス事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、基準該当デイサービスの単位ごとに、次のとおりとする。

一 指導員 基準該当デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当デイサービスの提供に当たる指導員が一以上確保されるために必要と認められる数

二 介護職員 基準該当デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当デイサービスの提供に当たる介護職員の数が一以上確保されるために必要と認められる数

2 前項に掲げる基準該当デイサービス事業所

ごとに置くべき指導員及び介護職員の総数は、基準該当デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当デイサービスの提供に当たる指導員及び介護職員の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数とする。

一 利用者の数が十五人までは、二以上

二 利用者の数が十五人を超えるときは、二に、利用者の数が十五を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

3 基準該当デイサービス事業者のうち、専ら

されたい。この場合において、準用される基準第39条により、整備すべき記録は以下のとおりである。

イ 指定デイサービスに関する記録

a デイサービス計画書

b 提供した個々の指定デイサービスに係る記録

ロ 準用される基準第26条に係る市町村への通知に係る記録

第4節 基準該当デイサービスに関する基準

(1) 従業者の員数及び管理者(基準第60条及び第61条)

常勤の従業者を置く必要がない点及び管理者が常勤である必要がない点を除けば、指定デイサービスの基準と同様であり、第4章第1節を参照されたい。

創作的活動を行うものにあつては、第一項の規定にかかわらず、当該基準該当デイサービス事業所に介護職員を置かないことができる。

- 4 第一項及び第二項の基準該当デイサービスの単位は、基準該当デイサービスであつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

(管理者)

第六十一条 基準該当デイサービス事業者は、基準該当デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当デイサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当デイサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第六十二条 基準該当デイサービス事業所には、相談を行う場所、日常生活訓練を行う場所、社会適応訓練を行う場所及び作業を行う場所を確保するとともに、基準該当デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 基準該当デイサービス事業者のうち、給食サービスを実施するものにあつては、前項に掲げる場所のほか、食事を行う場所を確保しなければならない。
- 3 基準該当デイサービス事業者のうち、入浴サービスを実施するものにあつては、第一項に掲げる設備のほか、浴室を備えなければならない。
- 4 前三項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 相談を行う場所 談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
 - 二 日常生活訓練を行う場所 訓練に必要な機械器具等を備えること。

(2) 設備に関する基準(基準第62条)

指定デイサービスの場合と異なり、訓練や食事のためのスペースが確保されればよく、そのスペースが「日常生活訓練室」「社会適応訓練室」「食堂」といえるものである必要はないが、この点を除けば、指定デイサービスの基準と同様であり、第4の2を参照されたい。

<p>三 社会適応訓練を行う場所 訓練に必要な備品等を備えること。</p> <p>四 作業を行う場所 作業に必要な機械器具等を備えること。</p> <p>五 食事を行う場所 利用者の食事の提供に支障がない広さを有すること。</p> <p>六 浴室 利用者の特性に応じたものであること。</p> <p>5 第一項から第三項までに掲げる設備は、専ら当該基準該当デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(準用)</p> <p>第六十三条 第八条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条第二項、第二十六条、第二十七条、第三十三条から第三十九条まで及び第四節(第五十九条を除く。)の規定は、基準該当デイサービスの事業について準用する。</p>	<p>(3) 運営に関する基準</p> <p>基準第63条の規定により、基準第8条から第16条まで、第18条、第19条、第21条第2項、第26条、第27条、第33条から第39条まで、及び第三章第四節(第59条において準用する第21条第1項を除く。)の規定は、基準該当デイサービスの事業について準用されるものであるため、第3章第3節の(1)から(7)まで、(10)、(12)、(15)及び(22)から(26)まで、を参照されたいこと。</p>
<p>第四章 身体障害者短期入所</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>(基本方針)</p> <p>第六十四条 指定居宅支援に該当する身体障害者短期入所(以下「指定短期入所」という。)の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて必要な保護を適切に行うものでなければならない。</p> <p>第二節 人員に関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第六十五条 法第四条の二第四項に規定する施設が当該施設と一体的に運営を行う事業所(以下「併設事業所」という。)を設置する</p>	<p>第5章 指定短期入所</p> <p>第1節 人員に関する基準</p> <p>(1) 従業者の員数(基準第65条)</p> <p>併設事業所については、</p> <p>イ 基準第65条第1項の「当該施設と一体的に運営が行われる」とは、併設本体</p>

場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、当該施設の入所者数及び併設事業所の利用者数の総数を当該施設の入所者数とみなしたときに当該施設として必要とされる数以上とする。

- 2 法第四条の二第四項に規定する施設であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行うものに置くべき従業者の員数は、当該施設の入所者数及び当該指定短期入所の事業の利用者数の総数を当該施設の入所者とみなした場合において当該施設として必要とされる数以上とする。

(管理者)

第六十六条 指定短期入所の事業を行う者(以下「指定短期入所事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所事業所」という。)ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

施設の事業に支障が生じない場合で、かつ、従業者の勤務体制を含めて指定短期入所を提供できる場合である。

- ロ 指定短期入所事業所の従業者の員数については、例えば併設されているのが身体障害者療護施設である場合には、身体障害者療護施設として確保すべき員数と指定短期入所事業所として確保すべき員数の合計を、身体障害者療護施設の入所者と併設事業所の利用者数とを合算した数について常勤換算方法により必要とされる従業者の数とするものである。例えば、入所者50人、利用者5人の場合の従業者の員数は、 $50 \div 2.2 = 23$ (端数切り上げ)と $5 \div 2.2 = 3$ (端数切り上げ)の合計で26人となるのではなく、 $(50 + 5) \div 2.2 = 25$ 人となる。

法第4条の2第4項に規定する施設であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行うものに置くべき従業者の員数は、当該施設の入所者数及び当該指定短期入所の事業の利用者数の総数を当該施設の入所者とみなした場合において各々の法令上当該施設として必要とされる数以上とする。

- (2) 管理者(基準第66条)

指定短期入所事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることが出来るものとする。

当該指定短期入所事業所の従業者としての職務に従事する場合

同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合(この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、併設される指定居宅支援事業所のサービス提供を行う従業者との兼務

は一般的には管理業務に支障があると考えられるが、指定居宅支援事業所における勤務時間が極めて限られている職員の場合には、例外的に認められる場合もありうる。)

(3) 介護保険法上の指定短期入所生活介護事業者が、身体障害者福祉法上の指定短期入所事業者として指定を受けるための要件について(案)

実施施設

ア 専用ベッドを持つ併設事業所

イ 空床を利用する特別養護老人ホーム
人員

ア 併設事業所において実施する場合は、当該併設本体施設として必要とされる数の従業者に加えて、併設事業所に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)第121条第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保していれば足りること。

イ 空床を利用する特別養護老人ホームの場合は、特別養護老人ホームとして必要とされる職員を置くこと。

設備

ア 当該併設事業所と併設本体施設の効率的な運営が可能であり、当該併設事業所の利用者及び併設本体施設の入所者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の設備を指定短期入所の事業の用に供することができる。

イ 老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することにより足りるものとする。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第六十七条 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第四条の二第四項に規定する施設の居室であってその全部若しくは一部が入所者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。

第2節 設備に関する基準(基準第67条)

(1) 指定短期入所事業所の設備は、当該指定短期入所の運営上及びサービス提供上当然設けなければならないものであるが、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該施設の設備を利用することにより指定短期入所事業所の効果的な運営が図られ、かつ、当該指定短期入所事業所の利用

2 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある法第四条の二第四項に規定する施設（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。

3 第六十五条第二項の適用を受ける施設にあつては、当該施設として必要とされる設備を有することで足りるものとする。

第四節 運営に関する基準

（指定短期入所の開始及び終了）

第六十八条 指定短期入所事業者は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により施設への短期間の入所を必要とする者を対象に、指定短期入所を提供するものとする。

2 指定短期入所事業者は、指定居宅支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

（入退所の記録の記載等）

第六十九条 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下この章において「居宅受給者証記載事

者及び当該施設の入所者のサービス提供に支障がない場合には、併設本体施設の設備を指定短期入所の事業の用に供することができる。

知的障害者・児童については、宿泊を伴わない指定短期入所のみを提供する指定短期入所事業所にあつては、居室を用いずに指定短期入所を提供することができるが、これは日中受け入れを行う場合の規定である。

なお、人員に関する基準については、当該日中受け入れの対象者を当該実施施設の入所者とみなした場合における当該施設が置くべき従業者を確保すれば良いものである。

第3節 運営に関する基準

(1) 指定短期入所の開始及び終了（基準第68条）

指定短期入所事業者は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により施設への短期間の入所を必要とする者を対象に、指定短期入所を提供するものとしたものであるが、これは指定短期入所は徒に長期間入所することを想定するものではなく、利用者との相談により適切な入所期間とすること。

同条第2項は、利用者が指定短期入所の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、指定短期入所事業者は、指定居宅支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供の終了後においても利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならないこととしたものである。

(2) 入退所の記録の記載（基準第69条）

支給量管理の観点から、指定短期入所事業者は、利用者の入退所の都度、受給者証に入退所年月日等の必要な事項（宿泊を伴わない指定短期入所を実施した場合にはそ

項」という。)を、その者の居宅受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、利用者が提供を受けた指定短期入所の量の合計が支給量に達した場合は、当該利用者に係る居宅受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。

(居宅利用者負担額等の受領)

第七十条 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、利用者又はその扶養義務者から居宅利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、前項に掲げる居宅利用者負担額のほか、利用者から法第十七条の四第二項に規定する額の支払を受けるものとする。
- 3 指定短期入所事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、食材料費、日用品費、その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定短期入所事業者は、前三項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者又はその扶養義務者に対し交付しなければならない。
- 5 指定短期入所事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定短期入所の取扱方針)

の旨)を当該利用者の居宅受給者証に記載することとしたものである。

指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により利用者の指定短期入所に係る支給量に達した場合は、当該利用者に係る居宅受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならないこととされたが、これは利用者の支給量管理のために定められたものであり、居宅生活支援費請求の際に提出することで差し支えない。

- (3) 居宅利用者負担額等の受領(基準第70条)

同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定は、指定居宅介護に係る第20条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定と同趣旨であるため、第3章第3節の(13)の、及びを参照されたい。

同条第3項は、指定短期入所事業者は、第1項及び第2項に規定する額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、食材料費、日用品費、その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を利用者から受けることができるとし、支援費の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認めないこととしたものであるが、利用者の便益を向上させるものについては、一定のルールのもとに利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。

- (4) 指定短期入所の取扱方針(基準第71条)

第七十一条 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 短期入所従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービスの提供)

第七十二条 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

3 指定短期入所事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。

4 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。

(健康管理)

第七十三条 指定短期入所事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保

)

同条第2項に規定するサービスの提供方法等とは、指定短期入所の内容や利用期間内の行事及び日課等も含むものである。

(6) サービスの提供(基準第72条)

指定短期入所のサービスの提供に当たっては、利用者の家庭環境等を十分踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに、残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもって保護し、又は必要な支援を行うものとする。なお、サービスの実施に当たっては、利用者的人格に十分に配慮して実施するものとする。

同条第2項で定める入浴の実施に当たっては、利用者の心身の状況を踏まえて適切な方法により実施するものとする。なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとする。

食事の提供(基準第72条)

同条第4項に定める食事の提供に当たっては、次の点に留意して行うものとする。

ア 栄養、利用者の身体的状況及び嗜好を考慮したものとすること。

イ 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。

ウ 利用者の食事は、適切な衛生管理がなされたものでなければならないこと。

持のための適切な措置をとらなければならない。

(相談及び援助)

第七十四条 指定短期入所事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(利用者の家族との連携)

第七十五条 指定短期入所事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第七十六条 指定短期入所の従業者等は、現に指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかにあらかじめ指定短期入所事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第七十七条 指定短期入所事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項(第六十五条第二項の適用を受ける施設にあっては、第三号を除く。)に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 指定短期入所の内容及び利用者から受領する費用の額
- 五 通常の送迎の実施地域

(10) 相談及び援助(基準第74条)

相談及び援助については、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとる必要があること。

(11) 緊急時等の対応(基準第76条)

短期入所従業者が現に指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかにあらかじめ当該指定短期入所事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものであるが、協力医療機関については、次の点に留意するものとする。

協力医療機関は、緊急時等に速やかに対応できるよう、指定短期入所事業所から近距離にあることが望ましいものであること。

緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。

(13) 運営規程(基準第77条)

指定短期入所の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定短期入所の提供を確保するため、同条第1号から第9号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定短期入所事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

利用定員(第3号)

利用定員は、指定短期入所の事業の専用の居室のベッド数と同数とすること。

指定短期入所の内容(第4号)

- 六 サービス利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第七十八条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 併設事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 第六十五第二項の適用を受ける施設である指定短期入所事業所にあつては、当該施設の入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(地域等との連携)

第七十九条 指定短期入所の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(準用)

第八十条 第八条、第十条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十九条まで、第五十三条、第五十五条、第五十七条及び第五十八条の規定は、指定短期入所の事業について準

「指定短期入所の内容」については、送迎の有無も含めたサービスの内容を指すものであること

通常の送迎の実施地域(第5号)

通常の送迎の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の送迎の実施地域は、送迎に係る費用の徴収等の目安であり、当該地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎が行われることを妨げるものではないものであること

サービス利用に当たっての留意事項(第6号)

利用者が指定短期入所の提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項(入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等)を指すものであること(基準第91条第5号についても同趣旨)。

(14) 地域等との連携(基準第79条)

指定短期入所の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、指定短期入所事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。

(15) 準用(基準第80条)

基準第80条の規定により、基準第8条、第10条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第26条、第33条から第39条まで、第53条、第55条、第57条及び第58条は、指定短期入所の

<p>用する。</p>	<p>事業について準用されるものであるため、第3章第3節の(1)、(3)から(7)まで、(9)、(10)、(12)及び(15)、(22)から(26)まで、第4章第3節の(5)、(6)及び(7)並びにこの場合において、次の点に留意するものとする。</p> <p>準用される基準第39条により、整備すべき記録は以下のとおりであること。</p> <p>イ 指定短期入所に関する記録</p> <p>提供した個々の指定短期入所に係る記録</p> <p>ロ 準用される基準第26条に係る市町村への通知に係る記録</p> <p>準用される基準第55条について、指定短期入所事業所ごとに、短期入所従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、指導員との兼務関係等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにする必要があるものであること。併設の指定短期入所事業所については、本体施設の従業者と併せて勤務表を作成するものとする。空きベッドを利用して指定短期入所の事業を行う各法上に規定する施設にあっては、当該施設の従業者について勤務表が作成されていけばよいものであること。</p>
<p>第五章 指定知的障害者地域生活援助</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>(基本方針)</p> <p>第八十一条 指定居宅支援に該当する知的障害者地域生活援助(以下「指定地域生活援助」という。)の事業は、利用者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居(法第四条第五項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を適切に行うものでなければならない。</p> <p>第二節 人員に関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p>	<p>第5章 指定知的障害者地域生活援助</p> <p>第1節 人員に関する基準</p> <p>(1) 世話人(基準第82条)</p>

第八十二条 指定地域生活援助の事業を行う者（以下「指定地域生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域生活援助事業所」という。）ごとに置くべき世話人の員数は、専ら当該指定地域生活援助の提供に当たる世話人が一以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

（管理者）

第八十三条 指定地域生活援助事業者は、指定地域生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域生活援助事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定地域生活援助事業所の管理者は、適切な指定地域生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第三節 設備に関する基準

（設備に関する基準）

第八十四条 指定地域生活援助事業所は、その入居定員を四人以上七人以下とし、居室その他利用者が相互に交流を図ることができる設備を設けるものとする。

2 前項に規定する居室は、原則として個室とし、指定地域生活援助の提供に支障がない広さを有するものでなければならない。

第四節 運営に関する基準

（入退居）

第八十五条 指定地域生活援助は、満十五歳以上の知的障害者であって、共同生活住居への入居を必要とするもの（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

基準第82条により、指定地域生活援助事業所には専ら当該指定地域生活援助の提供に当たる世話人が1以上確保されるために必要と認められる数以上の世話人を置くこととしているが、世話人は知的障害者福祉の増進に熱意があり、数人の知的障害者の日常生活を適切に援助する能力を有する者であること。

(2) 管理者（基準第83条）

居宅介護の場合と同趣旨であるため、第3章第1節の(3)を参照されたい。

第2節 設備に関する基準（基準第84条）

一の指定地域生活援助事業所の入居定員は4人以上7人以下とし、居室のほか、居間、食堂等の利用者が相互交流を図ることができる設備を設けるものとする。

居室は原則として個室とすることと定められたが、2人用居室を用いる事業所にあつては、個室に移行することが望ましい。

また、居室の広さについては、入居者の私物を置くことができる広さを有するものでなければならない。

第3節 運営に関する基準

(1) 入退居（基準第85条）

指定地域生活援助は、満15歳以上の知的障害者であって、共同生活住居への入居を必要とする者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとし、入居及び退居に際しての必要な事項を定めたものである。

2 指定地域生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定地域生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 指定地域生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

第八十六条 指定地域生活援助事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定地域生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(以下「居宅受給者証記載事項」という。)を、利用者の居宅受給者証に記載しなければならない。

2 指定地域生活援助事業者は、前項に規定する居宅受給者証記載事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

3 指定地域生活援助事業者は、入居者数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告しなければならない。

(指定地域生活援助に係る費用の受領等)

第八十七条 指定地域生活援助事業者は、法定代理受領サービスを行わない指定地域生活援助を提供した際は、利用者から法第十五条の五第三項に規定する額の支払を受けるものとする。

2 指定地域生活援助事業者は、指定地域生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、家賃、光熱水費、食材料費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができる。

(2) 入退居の記録の記載(基準第86条)

指定地域生活援助事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定地域生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(以下「居宅受給者証記載事項」という。)を、利用者の居宅受給者証に記載するとともに、遅滞なく市町村に対し報告しなければならないこととしたものである。

同条第3項により、指定地域生活援助事業者は、入居者数の変動が見込まれる場合においては、利用希望者等に対する情報提供等のため、速やかに都道府県に報告しなければならないこととしたものである。

(3) 指定地域生活援助に係る費用の受領等(基準第87条)

同条第1項、第3項及び第4項の規定は、指定居宅介護に係る法第20条第2項、第4項及び第5項の規定と同趣旨であるため、第3章第3節の(13)を参照されたい。

同条第2項の規定は、指定地域生活援助事業者は、指定地域生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、家賃、光熱水費、食材料費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができることとし、支援費の対象とな

3 指定地域生活援助事業者は、前二項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付しなければならない。

4 指定地域生活援助事業者は、第二項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域生活援助の基本取扱方針)

第八十八条 指定地域生活援助は、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 指定地域生活援助事業者は、その提供する指定地域生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域生活援助の具体的取扱方針)

第八十九条 指定地域生活援助事業所の従業者が行う指定地域生活援助の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定地域生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

二 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者に対し、適切な相談及び助言を行う。

(社会生活上の便宜の供与)

第九十条 指定地域生活援助事業者は、利用者について、職場、知的障害者授産施設等との連絡及び調整並びに余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定地域生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代

っているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認めないこととしたものであるが、利用者の便益を向上させるものについては、一定のルールのもとに利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。

(4) 社会生活上の便宜の供与(基準第90条)

指定地域生活援助事業者は、利用者の職場や利用者が授産活動のため通所する授産施設等との連絡・調整や、余暇活動の支援等の社会生活上の支援に努めなければならないこととしたものである。

指定地域生活援助事業者は、郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度

わって行わなければならない。

- 3 指定地域生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第九十一条 指定地域生活援助事業者は、指定地域生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 指定地域生活援助の内容及び利用者から受領する費用の額
- 五 入居に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第九十二条 指定地域生活援助事業者は、利用者に対し適切な指定地域生活援助を提供できるよう、指定地域生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 指定地域生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(支援体制の確保)

第九十三条 指定地域生活援助事業所は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、知的障害者援護施設等との連携その他の適切な支援体制を確保

、その者の同意を得た上で代行しなければならないこととするものである。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとする。

指定地域生活援助事業者は、利用者の家族に対し、利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。

(5) 運営規程(基準第91条)

指定地域生活援助事業者は、事業所の適正な運営及び利用者に対する適切な指定地域生活援助の提供を確保するため、同条第1号から第7号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることとしたものである。

指定地域生活援助の内容(第4号)

指定地域生活援助の内容とは、利用者に対する相談、食事の提供、健康管理・金銭管理の援助、余暇活動の支援、緊急時の対応、職場等との連絡・調整、財産管理等の日常生活に必要な援助をいう。

利用者から受領する費用の額

第87条第2項により家賃、光熱水費、食材料費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものをいう。

(9) 勤務体制の確保等(基準第92条)

利用者に対する適切な指定地域生活援助の提供を確保するため、従業者の勤務体制等を定めて置かななければならない旨を定めたものであるが、世話人の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を事業所ごとに明確にすること。

(10) 支援体制の確保(基準第93条)

指定地域生活援助事業所は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、知的障害者援護施設等のバックアップ施設との間の連携及び支援の体制

しなければならない。

(定員の遵守)

第九十四条 指定地域生活援助事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

(準用)

第九十五条 第八条、第十条、第十一条、第十三条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十九条まで、第五十三条、第五十七条、第五十八条、第七十六条及び第七十九条の規定は、指定地域生活援助の事業について準用する。

を整えなければならない旨を規定したものである。また、バックアップ施設は、第95条において準用する第76条の規定による緊急時の対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関等との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくものとする。

(11) 入居定員及び居室の定員(基準第94条)

地域生活援助事業所の入居定員は、基準第84条第1項の規定により4人以上7人以下とされ、居室は原則として個室とすることとされたが、これら入居定員及び居室の定員を超えて入居者を入居させてはならないこととしたものである。

(12) 準用(基準第95条)

基準第95条の規定により、基準第8条、第10条、第11条、第13条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第26条、第33条から第39条まで、第53条、第57条、第58条、第76条及び第79条の規定は、指定地域生活援助の事業について準用されるものであるため、第3章の3(1)、(3)、(4)、(6)及び(7)、(9)及び(11)、(12)、(15)、(22)から(26)、第4章第3節(6)及び(7)、第5章第3節(11)及び(14)を参照されたい。

この場合において、基準第95条において準用する基準第79条について、地域の中で生活し、地域住民との連携及び協力を推進するために、指定地域生活援助事業所は、住宅地の中にあることが望ましいものであること。

